

## 平成25年度 第2回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成26年3月7日(金) 午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1107会議室
- 3 委員の出席 10名中、9名出席
- 4 協議会の概要  
開会挨拶 勝木会長、五十嵐担当課長

### (1) 平成25年度海面利用者講習会の結果報告について

#### 事務局

平成26年2月22日にのとふれあい文化センター(鳳珠郡穴水町)において開催し、漁業者及び遊漁者等85名が参加した旨を報告した。

また、講習会当日、参加者からミニボートの安全対策に関する意見が出されたことについて報告した。

なお、講習内容及びミニボートの安全対策に関する意見は以下のとおり

#### 【講習内容】

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ①漁業関係法令等について    | (石川県農林水産部水産課 田中専門員)                       |
| ②海難事故防止について     | 〔七尾海上保安部警備救難課 城下救難係長〕<br>〔 " 交通課 勝田安全係長 〕 |
| ③海上気象の概要について    |   |
| ④プレジャーボート保険について | (石川県漁船保険組合 安田業務担当)                        |

#### 【ミニボートの安全対策に関する意見】

- ・漁船は漁船保険に加入しているが、ミニボートは保険に加入していないことが多く、万が一、漁船とミニボートが事故を起こした場合、漁業者の保険で支払わなければならない。
- ・能登内浦地区でも、夜間にミニボートで沖に出てくる遊漁者が大勢いるが、無灯火またはヘッドライト程度の小さな明かりしか点けていないため、衝突する可能性があり危険である。

#### 委員

ミニボート利用者のモラルの問題が大きいが、我々漁業者も、ミニボートが近くにいる時はスピードを極力落とすなど、気を付けなければいけない。

## 事務局

ミニボートの安全対策については、今後、本県の事情を加えながら、日本海中西部の主務課長会議や、全国海区漁業調整委員会連合会等を通じて国（国土交通省、水産庁）に要望していきたい。

## （２）海上における衝突予防のルールについて

### 事務局

海難事故の中でも件数の多い衝突事故の未然防止を図るため、海上衝突予防法に規定されている「船舶の遵守すべき航法」、「表示すべき灯火及び形象物」、「行うべき信号」の３項目に関する代表的なルールについて説明を行った。

なお、海上衝突予防法は国際慣行に則った技術法規であり、罰則規定はないものの、本法の規定に違反したことが原因で衝突事故等が発生した場合には、船長等の関係者は刑事上（業務上過失往来危険罪）、民事上（不法行為責任）、行政上（免許の取消等）の責任を免れることはできないことを説明した。

### 委員

衝突事故の原因のほとんどが見張り不十分によるものであり、操船の業務を行う人が見張りを怠らないよう注意喚起することが重要である。なお、見張り不十分の原因としては、居眠りやテレビ、スマートフォンを見ていた等が挙げられる。

いか釣り漁船（特に県外漁船）は夜間に操業を行い、朝方に見張りも立てずに自動操舵で帰ってくるため、地元漁業者の漁具を破損させたり、衝突しそうになることがある。県内漁船だけでなく県外漁船にも安全航行を行うよう、周知徹底を行う必要がある。

今回の協議会で説明のあった航行のルールや見張りの励行について、ポスターやリーフレットを作成し、漁業者に配付してはどうか。また、その際には、インドネシア人の乗組員でも理解出来るよう、絵や図を利用した簡単なものにして欲しい。

### 事務局

本県では各漁港を回り、漁業取締船からの安全指導やリーフレットの配付等、海上保安部をはじめ、石川県漁業協同組合、漁船保険組合と連携して海難事故防止の取組みを行っている。また、県外いか釣り漁業者に対しても、出漁前に海難事故防止の呼びかけや、リーフレットの配付などを行っている。

今後も各関係機関と連携して海難事故防止の取組みを行っていきたい。また、本協議会の意見を参考にしながら、海難事故防止に関するリーフレットを作成する際には、基本的な航行のルールや安全指導に関する内容について、より分かり易いものになるよう検討したい。